議　　題

税務関係部課長会議

議題１　申告相談受付における新型コロナウイルス感染症対策について
（岡崎市提出）

【要旨】

申告相談受付における新型コロナウイルス感染症対策について、業務の参考としたいため、各市の状況をご教授ください。

（１）令和２年度（平成 31 年分）の申告相談受付の状況について

ア．申告会場の開設状況

イ．申告書別の受付件数

ウ．各申告会場における、１日あたりの受付件数の傾向

＜岡崎市の状況＞

ア　市役所本会場：2/17～3/16 の平日（2/23（日）は開設）
　　市内 7 箇所の出張会場（各出張所で 2 日間ずつ開設）

イ　確定申告書 5,101 件、市・県民税申告書 3,401 件

ウ　１日あたりの受付件数は、本会場では、開設期間の前半は 300 件程度、後半は 200 件程度。出張会場は、初日の受付が多く、２日目は初日の半分程度。（出張会場により受付件数は大きく異なる）

（２）令和２年度（平成 31 年分）申告相談受付において講じたコロナ対策について

＜岡崎市の状況＞

・申告期限を延長（申告会場の開設期間は休止・延長せず）

・申告会場の換気の徹底

・事務従事者はマスクを着用した。来場者へはマスク着用をお願いした。

・申告会場入口に、消毒液を設置。

（３）令和３年度（令和２年分）申告相談受付において講じるコロナ対策について

※令和２年度に講じた対策以外で、追加・変更する対策を記載してください。

＜岡崎市の状況＞

・受付窓口にアクリル板を設置。（受付職員と来場者の間）

・来場者（順番待ち）の椅子の間隔をあける。

・受付机の消毒

・来場者、職員の検温の実施

（４）申告相談の順番待ちへの対策について

＜岡崎市の状況＞

・申告会場への来場を控え、郵送で申告するよう勧奨する。（来場する場合は、１人での来場を依頼する）

・受付順に番号札を配布し、一定以上の待ち時間が想定される方には、会場外での待機（場合によっては一旦帰宅）を依頼する。

・No.６のとおり、過年度確定申告の受付をやめ、待ち時間の短縮を図る。

・現時点では電話等による事前予約は実施しない予定。

（５）新型コロナウイルス感染者が発生（申告会場 or 申告会場以外）した場合の対応について

＜岡崎市の状況＞

・申告会場内もしくは市民税課職員にコロナ感染者が発生した場合は、会場の消毒や対応できる職員の不足等の理由により、申告会場の一定期間閉鎖（その場合も、申告会場開設期間は変更せず、申告期限のみ延長する対応を想定）を検討している。

・申告相談に直接影響がない場合（市役所別部署での発生）の場合は、ホームページ等で、できるだけ来場しないよう呼びかけるが、申告会場は継続予定。

（６）市の申告会場で受付する申告の種類について

＜岡崎市の状況＞

従来は市・県民税の申告に加え、Ａ様式の確定申告書（過年度還付申告を含む）を受付してきたが、令和３年度は申告受付に時間のかかる過年度確定申告を受付せず、待ち時間を減らすことを検討している。

（７）市民への新型コロナウイルス感染症対策の周知について

＜岡崎市の状況＞

上記（３）～（６）について、市の広報紙、市のホームページへの掲載、また市・県民税の申告書の郵送（前年の市・県民税申告者が対象）時に、コロナ対策について強調した案内チラシを同封し、周知を図る。

議題２　令和３年度歳入予算の積算について（豊明市提出）

【要旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度の税収が大幅に減少することが予想されますが、各税目（個人市民税、法人市民税、軽自動車税環境性能割、固定資産税、都市計画税）の収納率や下落率などを含め、税収の歳入予算をどのように積算されるかについてご教授ください。

議題３　新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する令和３年度の固定資産税の軽減措置について（あま市提出）

【要旨】

（１）本特例措置の申告にあたっては、「認定経営革新等支援機関等」の証明が必要とされていますが、支援機関の「等」についてどこまで認めるか、各市における考え方についてご教示ください。

①　中小企業庁のＨＰや総務省事務連絡のQ&Aに例示されている業種・団体のみ認める。

②　①以外で、例えば、弁護士、ファイナンシャルプランナーや行政書士など、帳簿の記載事項を確認する能力がある者として市が判断できれば承認することを考えている。（具体的に想定している業種・団体があれば、ご教示ください。）

③　市の税務課職員で、帳簿等により収入の減少が確認できれば、認定経営革新等支援機関の証明がなくても、申告を受け付ける。（地方税法上に認定経営革新等支援機関等の証明が必要と明確に規定がないため。）

④　その他（具体的に：　　）

（２）申告書の提出期限について、地方税法等の一部を改正する法律第 61 条第 2 項で、令和 3 年 1 月 31 日までとなっていますが、同条第 3 項でやむを得ない理由があると認めるときは、期限後も適用できるとされています。

本市では、新型コロナの影響で期限までに提出することができなかったと言われれば、やむを得ない理由として対応することを考えていますが、いつぐらいまで申告を認めることを考えていますか。

（例）納税通知書の発送前まで　など

（３）この固定資産税の軽減措置については、減収分を全額国費で補填いただけるということであるが、令和 3 年度の歳入予算編成にあたって、中小事業者の事業用家屋と償却資産の税額のうち、何%程度の申告が出てくると見込んで予算編成を行いますか。また、そう考えた根拠等についてもご教示ください。（当該申告期限は、令和 3 年 1 月末であり、申告状況を見て予算編成ができないため。）

議題４　平成 30 年度地方税制改正（個人所得課税の見直し）に伴う個人住民税の減免基準の見直しについて（あま市提出）

【要旨】

働き方の多様化への対応等の観点から、個人所得課税の見直しにより、給与所得控除や公的年金控除の一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行う税制改正が行われ、令和 3 年度課税（令和 2 年分所得）から適用されることとなっています。

この改正による課税所得は変わらないため、住民税の税負担は変わらないこととなっていますが、総所得金額や合計所得金額は 10 万円増えることとなります。

本市では、前年の合計所得金額が 200 万円以下で、今年の所得が前年の半分以下になる見込みの方や賦課期日後に死亡された方などについて、減免する規則を定めています。しかしながら、住民税の非課税限度額も 10 万円加算されることから、減免措置についても、税制改正の影響で不利益が生じないよう、合計所得基準を 10 万円引き上げるなど見直しの検討の必要性を感じているところです。

そこで、貴市において個人住民税の減免について規定等を定めている場合、所得基準の見直しなどの考え方についてご教示ください。

（１）所得基準の減免規定等の有無について

（２）【減免規定等がある場合】所得基準の見直しについて

① 所得基準を見直し済み（見直した内容：　　）

② 令和 3 年度までに見直す予定

③ 見直す予定はない

（３）【減免規定等がない場合】新たに定める予定の有無について